

# オンライン報告マニュアル（町田地区グループ公益的活動団体）

- ① 手続にはメールアドレスが必要になります。
- ② パソコンまたはスマートフォンをお手元にご用意ください。

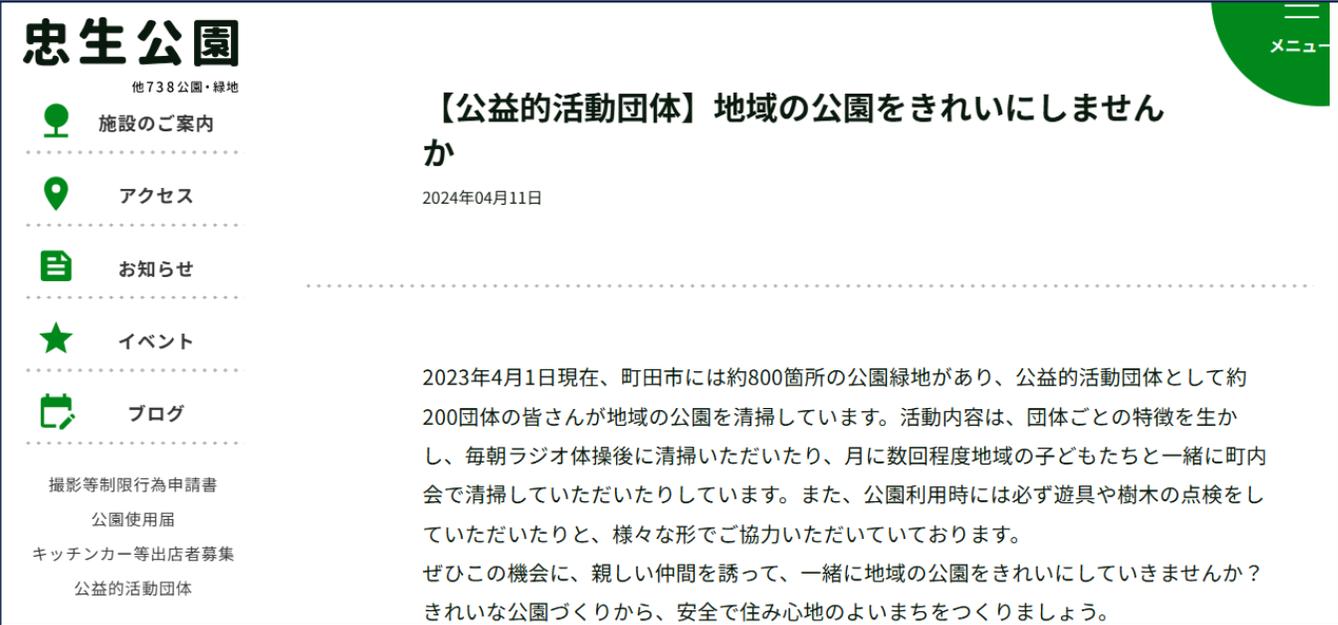
ご準備ください



インターネットに接続できる環境で操作するようにしてください。

# 1-1. 申請開始ページを開く

- ① インターネットのGoogleやYahoo!等の検索サイトで検索ボックスに、「忠生公園 公益的活動」と入力し検索。
- ② 検索結果一覧に、「地域の公園をきれいにしませんか」のページが2~3カ所検索（ご使用のブラウザによって異なります）されます。
- ③ 上記検索された内のURL：machida-tadaopark.com（忠生公園 | 公式ホームページのもの）をご選択頂きクリックし下記画面を表示させる。



The screenshot shows the homepage of Machida Tadao Park. On the left is a navigation menu with icons for '施設のご案内' (Facilities), 'アクセス' (Access), 'お知らせ' (Notice), 'イベント' (Event), and 'ブログ' (Blog). Below the menu are links for '撮影等制限行為申請書' (Application for photography restrictions), '公園使用届' (Park usage notice), 'キッチンカー等出店者募集' (Recruitment of food truck operators), and '公益的活動団体' (Public activity groups). The main content area features a green header with the title '【公益的活動団体】地域の公園をきれいにしませんか' (Public activity groups: Shall we clean up the local park?) and a date '2024年04月11日'. The text below explains that as of April 1, 2023, there are approximately 800 park green spaces in Machida City, and about 200 groups are participating in cleanup activities. It encourages community involvement and safety.

**【注】**  
左記と違う画面の場合は、  
入口が違います。  
（スマホの場合、表示配  
列が異なりますが、内容  
は同様です）

## 1-2. 申請開始ページを開く

- ④ 下方向へスクロールして頂き、下部にある「オンライン報告（上半期）または（下半期）」欄の手続きは[こちら](#)をクリックする。

もしくは

スマホでQRコードリーダーアプリを開き、右のQRコード（二次元バーコード）を読み取り、表示されたURLをクリック以降は④と同じ。



以降、町田市スマート申請に画面が切り替わる。

## 2. スマート申請画面の確認

### 「新規登録またはログインして申請する」を選択

公益的活動報告（上半期）（町田地区グループ）

入力状況

町田市の「公益的活動報告（上半期）（町田地区グループ）」のオンライン申請ページです。

公益的活動報告（上半期）（町田地区グループ）

公益的活動の手続きはこちらです。上半期（4月～9月）の活動報告ができます。

[制度詳細についてはこちら](#)

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

**新規登録またはログインして申請**

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。  
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

**アカウント登録せずにメールで申請**

左画面が表示されます。  
（町田地区グループ）が正しい入口です。

（町田地区グループ）と表示されない場合は  
最初からやり直してください。

申請手続名（上半期、下半期）  
に誤りがないかご確認ください。

こちらをクリック  
してください。

## 3-1. 【Grafferアカウント作成済の方】メールアドレスでログインを選択する

【Grafferアカウント新規作成の方は4-1へお進み下さい】



The screenshot shows the Graffer login interface. At the top, it says 'Graffer スマート申請' and '町田市 ログイン'. Below this, there are two main sections. The first section is for existing users, titled 'Grafferアカウントをお持ちの方', and contains three login options: 'Googleでログイン', 'LINEでログイン', and 'メールアドレスでログイン'. The 'メールアドレスでログイン' button is highlighted with a red rectangular border. Below these options is a link: 'ログイン方法について教えてください'. The second section is for new users, titled 'Grafferアカウントをお持ちでない方', and contains a '新規アカウント登録' button.

こちらの  
「メールアドレスでログインする」  
をクリックしてください。

## 3-2. メールアドレスとパスワードでログイン

**Graffer**  
スマート申請  
町田市 ログイン

メールアドレスでログイン

メールアドレス 必須

パスワード 必須

パスワードを表示

**ログイン**

[パスワードをお忘れですか？](#)

登録申請時に使用した

①メールアドレス

②パスワード

をそれぞれ入力してください。

入力後、ログインをクリック

※ログイン後5-1へお進みください。

## 4-1. アカウントを新しく作成する

**Graffer**  
スマート申請

町田市 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[町田市のサービスにGビジネスIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

**新規アカウント登録**

### ○アカウント登録

Grafferアカウントを新しく作成してください。  
(→左下の新規アカウント登録をクリック！)

新規登録は  
こちらをクリック

## 4-2. アカウント情報を入力する

町田市  
新規アカウント登録

外部サービスで登録

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してご登録ください。

 Googleで登録

 LINEで登録

[外部サービスでの登録とは?](#)

情報を入力して登録

以下の項目をご入力ください。よろしければ「Grafferアカウントに登録」をクリックしてください。

姓 必須  名 必須

メールアドレス 必須

パスワード 必須

パスワードを表示

同意事項 必須

[Grafferアカウント規約](#)、[プライバシーポリシー](#)について同意して、アカウント登録します。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#)

**Grafferアカウントに登録**

### ○新規アカウントの情報を入力する

各項目を漏れなく入力してください。

※今後も利用しますので、登録したメールアドレスやパスワードは必ず忘れないようにメモ等に記録するようにしてください。

内に✓を入れる

Grafferアカウントに登録をクリック

## 4-3. 仮登録通知メールが届く

このURLをクリックすると、本登録完了画面に進みます。

件名 【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ  
送信者 [noreply@mail.graffer.jp](mailto:noreply@mail.graffer.jp)  
宛先 [REDACTED]  
送信日時 [REDACTED]

Grafferのサービス利用アカウントの仮登録が完了しました。  
以下のURLをクリックすることでアカウントの本登録が完了します。

[https://accounts.graffer.jp/activation/\[REDACTED\]](https://accounts.graffer.jp/activation/[REDACTED])

引き続きサービスをご利用ください。

※本メールにお心当たりの無い方は、[support@graffer.jp](mailto:support@graffer.jp) までご連絡いただけますと幸いです。

※本メールは自動送信です。このメールにご返信いただいてもお答えする事ができませんのでご了承ください。

- ①登録メールアドレス宛に、仮登録通知のメールが届きます。
- ②下線のあるURLをクリックするとアカウント本登録画面に進みます。

## 4-4. ログイン画面に進む



アカウント本登録完了画面が表示されたら、

こちらをクリックして、ログイン画面に進みます。

※この画面が表示されずに、「Grafferくらしのてつづき 自治体公式ページ」が表示されたら、

お手数ですが、もう一度忠生公園公式ホームページの「地域の公園をきれいにしませんか（公益的活動団体）」のページを検索し、「オンライン報告」の「上半期」「下半期」それぞれの「こちら」のリンクからログインページに進みなおしてください。

# 5-1. 利用規約に同意して、手続に進む

## 公益的活動報告（上半期）（町田地区グループ）

入力の状況

0%

町田市の「公益的活動報告（上半期）（町田地区グループ）」のオンライン申請ページです。

### 公益的活動報告（上半期）（町田地区グループ）

公益的活動の手続はこちらです。上半期（4月～9月）の活動報告ができます。

[制度詳細についてはこちら](#)

### 利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。



利用規約に同意する

必須

申請に進む

①こちらの「利用規約に同意する」の左の□にクリックした後、

②こちらの「申請に進む」をクリックしてください。

## 5-2. 手続に必要な情報を入力する

公益的活動報告（上半期）

入力状況 8%

### 申請者の情報

団体名 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

所在地 必須

代表者名 必須

連絡担当者の電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 自動入力

連絡担当者名 任意

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください

表示される案内に従い、  
各項目について漏れのないように  
入力してください。

※郵便番号や電話番号は  
ハイフンなしで入力してください。

入力を終わったら、  
「一時保存して、次へ進む」をクリック  
してください

## 5-3. 基本情報の入力

入力の状況

149

### 入力フォーム

#### 報告についての基本情報

年度 必須

報告対象の年度を選択してください。

※年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間のことです。

選択してください



団体番号 任意

当該年度の登録承認書の団体番号を入力してください。

※団体番号は年度によって異なる場合があります。

報告できる数について 必須

公園等を最大10か所まで報告できます。2か所目以降不要な場合は、下にスクロールして「次へ進む」を押下してください。

はい

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

① 下向き ✓ ボタンを押し、年度を選択。

① 登録承認書に記載のある  
団体番号を入力してください。

② 注意事項を確認したら、  
「はい」の左の○ボタン  
をクリックしてください。

③ 「一時保存して、次へ進む」  
をクリック

## 5-4. 公園ごとに各月の活動回数を入力

公益的活動報告（上半期）

入力状況 22%

### 1 か所目の報告

公園緑地名（※報告は公園緑地1つずつになります。） 必須

町田なかよし公園 ✓

実施月（※活動を行わなかった月の報告は不要です。） 必須  
活動報告する月を選択してください。

4月

実施回数 必須  
ひと月に行った活動の合計回数を入力してください

1 ✓

任意 追加する

一時保存して、次へ進む

< 戻る

公園名は略称や愛称ではなく正式名称を入力してください。  
※登録承認書に正式名称が記載されています。

ひと月毎に申請をします。6か月間毎月申請がある場合は、下ボタン「追加する」を押しこのページ入力を6回繰り返します。

次月以降の報告は、「追加する」をクリックすると入力欄が表示されます。

## 5-5. 次月以降の活動回数を入力

**1 か所目の報告**

公園緑地名（※報告は公園緑地1つずつになります。） 必須

町田なかよし公園

実施月（※活動を行わなかった月の報告は不要です。） 必須

活動報告する月を選択してください。

4月

実施回数 必須

ひと月に行った活動の合計回数を入力してください

1

任意

# 1

実施月（※活動を行わなかった月の報告は不要です。） 必須

活動報告する月を選択してください。報告月の重複がないようにご注意ください

5月

実施回数 必須

ひと月に行った活動の合計回数を入力してください

2

あと4件まで追加できます

次月以降で活動実績のある月をプルダウンから選択し、その下の欄に活動回数を入力してください。

それ以降の月の報告も、「追加する」をクリックすると入力欄が表示されます。

## 5-6. 公園1か所目の入力完了

実施月（※活動を行わなかった月の報告は不要です。） 必須  
活動報告する月を選択してください。報告月の重複がないようにご注意ください

7月

実地回数 必須  
ひと月に行った活動の合計回数を入力してください

1

追加する

#4

実施月（※活動を行わなかった月の報告は不要です。） 必須  
活動報告する月を選択してください。報告月の重複がないようにご注意ください

9月

実地回数 必須  
ひと月に行った活動の合計回数を入力してください

1

追加する

あと1件まで追加できます

**一時保存して、次へ進む**

各月の活動回数が入力が終わりましたら「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。複数公園を登録されている場合、次以降の画面で公園毎に申請します。

1か所目で入力を終了する場合は、お手数お掛けしますが、未入力のみで「一時保存して、次へ進む」を10回押下を繰り返して下さい。

## 5-7. 公園2か所目以降の入力

公益的活動報告（上半期）

入力の状況 29%

2か所目の報告（報告がない場合は次に進んでください）

公園緑地名（※報告は公園緑地1つずつになります。） 任意

町田ともだち公園

実施月（※活動を行わなかった月の報告は不要です。） 任意

活動報告する月を選択してください。

選択してください

実施回数 任意

ひと月に行った活動の合計回数を入力してください

任意

**一時保存して、次へ進む**

2か所目以降の公園がある場合は1か所目と同じように各月毎の活動回数を入力してください。

2か所目までの入力完了後3か所目以降を入力する場合は「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

活動された公園の申請入力が全て完了しましたら、画面が次の6-1に切り替わるまで、「一時保存して、次へ進む」ボタンの押下を繰り返して下さい。

## 6-1. その他の活動報告・添付書類

公益的活動報告（上半期）

入力状況 93%

その他の活動連絡・報告があれば入力してください 任意

添付書類 任意

※活動状況が確認できる写真等の資料を、団体名を記入の上、添付してください。

📎 ファイルを選択…

一時保存して、次へ進む

< 戻る

【任意】ほかに自由入力で報告事項がありましたら入力してください。

【任意】活動に関するデータがありましたら添付してください。ファイル一つのみ添付出来ます。

「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

## 6-2. 入力内容の確認

1 か所目の報告

公園緑地名 (※報告は公園緑地1つずつになります。) 必須

町田なかよし公園 [編集](#)

実施月 (※活動を行わなかった月の報告は不要です。) 必須

4月 [編集](#)

実施回数 必須

1 [編集](#)

任意

# 1 ×

実施月 (※活動を行わなかった月の報告は不要です。) 必須

5月 [編集](#)

実施回数 必須

2 [編集](#)

[追加する](#)

# 2 ×

実施月 (※活動を行わなかった月の報告は不要です。) 必須

6月 [編集](#)

### 入力内容の確認

最後に、ご自身で入力した申請内容に誤りや漏れがないか確認してください。

※誤入力等、修正する場合は、「編集」ボタンより修正可能です。

※画面は下にスクロールすると続きの部分が表示されますので、全ての入力内容をご確認ください。

## 6-3. 手続を確定する

任意 追加する

10か所目の報告（報告がない場合は次に進んでください）

公園緑地名（※報告は公園緑地1つずつになります。） 任意 編集

実施月（※活動を行わなかった月の報告は不要です。） 任意 編集

実施回数 任意 編集

任意 追加する

その他の活動連絡・報告があれば入力してください 任意 編集

添付書類 任意

**この内容で申請する**

申請内容の確認画面の一番下にある、「この内容で申請する」をクリックすると、手続が確定します。これで完了です。

お疲れさまでした。  
※不備等がある場合は、忠生公園管理事務所から連絡させていただきます。

## 7. 問合せ先について

ご不明点がございましたら下記までお問合せください。

忠生公園管理事務所 公益的活動担当  
042-792-1326